

平成29年第1回区議会定例会提出議案

第1 条例

1 目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 保険料率の改定

区分	基礎賦課額	後期高齢者 支援金等賦課額	介護納付金賦課額
所得割	100分の6.86 → <u>100分の7.47</u>	100分の2.02 → <u>100分の1.96</u>	100分の1.15 → <u>100分の1.12</u>
均等割	35,400円 → <u>38,400円</u>	10,800円 → <u>11,100円</u>	14,700円 → <u>15,600円</u>

イ 保険料を減額する世帯の所得基準の引上げ

下記(3)アの政令の施行に伴い、均等割の軽減対象となる世帯の所得基準を引き上げる。

- ・ 5割軽減対象世帯 265,000円 → 270,000円
- ・ 2割軽減対象世帯 480,000円 → 490,000円

ウ 保険料の所得割額の算定に係る所得等の範囲の見直し

下記(3)イの政令により国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)が改正され、地方税法(昭和25年法律第226号)による分離課税制度の仕組みの見直しを踏まえた文言の規定整備等が行われたことに伴い、政令と同様に規定の整備を行う。

(2) 施行期日

平成29年4月1日

(3) 参考

ア 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第26号)

公布 平成29年2月22日 施行 平成29年4月1日

イ 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成28年政令第400号)

公布 平成28年12月26日 施行 平成29年1月1日

担当 総務部総務課文書係

電話 03-5722-9206